

各発注機関の長 殿

国土交通事務次官

令和8年度国土交通省所管事業の執行について

国土交通省所管事業の執行については、かねてから種々御高配をお願いしているところであるが、令和8年度予算においては、「国民の安全・安心の確保」、「持続的な経済成長の実現」及び「個性をいかした地域づくりと持続可能で活力ある国づくり」の3点を柱に、令和7年度補正予算と合わせて切れ目なく取組を進め、施策効果の早期発現を目指すこととしたところである。所管事業の執行に当たっては、適正かつ円滑な事業の執行を図るため、下記のことについて特段の配慮をされたく、命により通達する。

記

1. 公共事業等の施行方針

- (1) 令和8年度の所管事業の執行に当たっては、迅速かつ着実な執行を進めること。
また、東日本大震災や令和6年能登半島地震をはじめとする大規模自然災害からの復旧・復興を図るとともに、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、インフラ老朽化対策等をはじめとした国土強靱化の取組を計画的に進めること。
- (2) 予算の執行に対して国民の厳しい目が向けられている中、節減合理化等の効率的な執行に努め、不要不急の執行が行われないよう徹底するとともに、予算の透明性・効率性を高めるため、執行に関する情報開示を徹底すること。

(3) 社会資本整備にかかる調査・測量から設計・施工・維持管理までのあらゆるプロセスで建設現場の生産性向上を図るため、小規模な現場も含めて ICT 施工やプレキャストの積極的な活用、施工時期の平準化、新技術の導入等に取り組み、i-Construction を推進すること。

また、令和 5 年度から小規模を除く全ての詳細設計・工事で原則適用としている BIM/CIM について積極的に活用を推進するとともに、令和 4 年度から原則適用としている遠隔臨場についても積極的に取り組む等、データとデジタル技術を活用して業務・組織・プロセス等を変革するインフラ分野の DX (デジタル・トランスフォーメーション) を推進すること。

(4) 建設産業における働き方改革の一環として、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。)など「第三次・担い手 3 法」の趣旨や、令和 6 年 4 月より「労働基準法」(昭和 22 年法律第 49 号)の時間外労働上限規制が建設業にも適用されたことも踏まえ、適正な工期・履行期間を確保した上で週休 2 日の推進や施工時期等の平準化を図り、i-Construction を推進すること等を通じて、公共工事等に従事する者の長時間労働の是正に向けた取組を徹底すること。また、国庫補助事業で行われる民間工事を含めた建設工事においても、適正な工期を確保する観点から、迅速な交付決定等に努めるとともに、やむを得ない事由により年度内に支出が終わらないことが見込まれる場合には、繰越制度を適切に活用すること。

(5) 公共事業の円滑かつ適正な実施を図る観点から、事業用地の取得に当たっては土地収用制度の適時適切な活用等を図ることにより、なお一層円滑な取得に努めるとともに、用地補償の適正な実施を確保すること。併せて、用地取得に際して必要となる登記事務を速やかに完了するよう徹底すること。

また、全国で進められている地籍調査が、公共事業の用地取得にかかる労力軽減及び期間の短縮、まちづくりの円滑化、災害復旧の円滑化等に効果を発揮するものであることに留意し、地籍調査事業との連携に努めること。

さらに、用地測量を行うに当たっては、その成果を地籍整備に効果的に活用できるよう連携して実施すること。

(6) 公共工事等の執行に当たっては、周辺の環境や景観に配慮した適切な計画・設計・施工に努めるとともに、公共事業の各実施段階を、国民に対してさらに説明性の高いものへと改善を図り、幅広い情報を国民に提供し、共有していくという説明責任を確保しつつ、事業の推進を図ること。

(7) 東日本大震災や令和 6 年能登半島地震をはじめとする大規模自然災害による

被災地における復旧・復興事業の円滑かつ適正な実施のため、施工確保対策を講じるなど、復興が着実に推進するよう関係者が一丸となって取り組むこと。

(8) 円滑かつ着実な事業の実施等の観点から、入札・契約手続の実施に当たっては、段階的選抜方式、一括審査方式の活用や総合評価落札方式における技術審査・評価業務の効率化、提出資料の簡素化等により事務の改善に努めるとともに、賃上げ実施企業に対して加点措置を行う際は適切に実施すること。

併せて、早期着手等の観点から、地域の実情や工事の特性を踏まえ、指名競争入札の活用に努めること。

また、技術者・技能者の効率的活用を図るため、地域企業の活用に配慮しつつ適切な規模での発注を行うとともに、一の主任技術者による複数工事の管理等については「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第316号、令和7年1月28日最終改正）における趣旨や、「建設業法」（昭和24年法律第100号）での規定を踏まえ適切に対応すること。

さらに、円滑な施工体制の確保を行うため、適正な工期・履行期間の設定、工期の余裕期間制度の活用、翌債等の繰越制度の適切な活用、2か年国債やゼロ国債を活用した計画的な発注及び円滑な執行、発注見通しの統合・公表等により、施工時期等の平準化に努めるとともに、円滑な事業執行のための国庫債務負担行為（事業加速円滑化国債・機動的国債）を適切に活用すること。補助事業において地方公共団体の要望に応じて事業加速円滑化国債が設定され得ることを踏まえ、補助事業についても、円滑な施工確保に向けた取組を一層進めること。

(本省内部部局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局、観光庁、気象庁、運輸安全委員会及び海上保安庁)

(9) 事業の実施に当たる職員の健康管理について十分留意すること。

2. 入札・契約業務の厳正な執行と建設産業の健全な発展

公共工事等の入札・契約に当たっては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）等に基づく透明性の確保等を図るための措置、品確法等に基づく競争参加者の技術的能力の審査等の措置及び「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書について」（平成25年3月14日付け国官人第2326号、国官会第3266号、国官地第50号、国官技第290号、国官総監第56号、国港総第481号、国港技第110号、国北総第164号、国北予第52号。以下「高知談合調査報告書」という。）等に基づく競争性・透明性の向上のための入札方式の改善に加えて、情報管理の徹底等の措置を適切に実施するとともに、現在及び将来の公共工事の品質確保及びその担い手の中長期的な育成・確保を図る観点から、ダンピ

ング対策を徹底し、最新の単価や積算基準を適用する等により適正な価格による契約を推進すること。

なお、調達に当たっては、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号）等の適切な運用を図ることとし、特に、随意契約については、より競争性の高い契約方式への移行など、その適正化を一層推進すること。

併せて、発注に当たっては、会計関係法令に基づき、設計・積算及び監督・検査の適切な実施等厳正な執行の徹底を図るとともに、今般、公共工事設計労務単価の改訂に合わせ、国土交通省より建設業界団体に対し、技能労働者への適切な賃金水準の確保を要請したこと（以下「建設業界団体への要請」という。）等を踏まえ、建設産業の健全な発展を図るため、次の事項に留意すること。

(1) 発注者間の連携体制の強化等

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定。令和6年12月13日最終改正）及び「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議に関する申合せ。令和7年2月3日改正）に則り、地域ブロックごとに設置している発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等を通じて、貴管内の各発注者の発注関係事務の実施状況を把握するとともに、発注者間の一層の連携に努め、発注者共通の課題への対応や各種施策を強力に推進すること。

(2) 設計・積算の適切な実施

イ. 積算に当たっては、本年4月から適用するICT用の積算基準など、最新の積算基準・歩掛の適用を徹底すること。

建設資材等の設計単価については、施工地域の実態に即した実勢単価の機動的な把握に努め、適正な単価とすること。

特に、3月から適用している最新の公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の適切な運用に努めること。

なお、予定価格については、資機材価格の高騰などを含む市場における資材等の最新の实勢価格を適切に反映した上で、工事の施工条件や業務の履行条件等を十分考慮するとともに、必要に応じ見積を活用することなどにより積算し、その結果を尊重して適正に決定するとともに、厳正な管理に努めること。

また、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、これを行わないこと。

さらに、見積り等を参考にする場合において、見積価格やメーカー等の販売希望価格に対して発注者が妥当性を確認していない独自の乗率等を考慮して価格を設定する運用は、公平性・透明性を損なうおそれが高く、ひいては、実質的に歩切りと類似する結果を招くおそれがあることから、これを厳に行わないよう徹底すること。

ロ. 施工条件・設計条件は、設計図書に明示し、明示された条件に変更が生じた場合及び設計図書に明示されていない条件について予期することのできない特別な状態の事実を発見した場合、必要があると認められるときは、適切に設計変更等を行うこと。

地域の実情等に応じ、資材等の地域外からの調達に係る適切な支払いを推進すること。材料や燃料費の高騰、納期の長期化等が見られる場合には、最新の取引価格を反映した適正な請負代金を設定するとともに、納期の実態を踏まえた適正な工期を確保するなど、契約変更（いわゆるスライド条項等による変更を含む）を含めて適切に対応すること。

また、工事又は業務の内容の変更等が必要となり、費用や工期又は業務の履行期間に変動が生じた場合には、必要な費用や工期又は業務の履行期間が適切に確保されるよう、「公共工事標準請負契約約款」（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）、「公共土木設計業務等標準委託契約約款」（平成7年5月26日建設省経振発第49号）又は「公共建築設計業務標準委託契約約款」（平成8年2月23日建設省住指発第47号）に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結すること。この場合において、工期又は業務の履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

（3）入札・契約の適切な実施

イ. 入札・契約に係る情報のうち、機密情報については、管理方法及び管理責任者を明確化・ルール化した上で、厳格に管理すること。

また、公表すべき情報については今後とも入札契約適正化法等に基づき、適切に公表すること。

また、「政府調達に関する協定」（平成7年条約第23号。以下「政府調達協定」という。）の適用を受ける調達契約については、随意契約が制限されるとともに、官報等による入札公告等の透明な調達手続の実施が求められるので、当該協定等に基づき、適切に入札・契約手続を行うこと。

ロ. 工事及び業務の発注に当たっては、品確法等に基づき、発注関係事務を適切に実施することが必要であること、また、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることも重要であることに鑑み、工事等の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせるよう努めること。

特に国庫補助事業はその規模及び重要性が公共工事のなかでも大きく、品質確保を図ることが特に重要であることに鑑み、補助金等交付決定時に品確法遵守についての条件を付すこととしているので、適切に対処すること。

ハ. 共同企業体制度の運用に当たっては、「共同企業体の在り方について」（昭和62年8月17日付け建設省中建審発第12号中央建設業審議会建議）、「公共工事

に関する入札・契約制度の改革について」(平成5年12月21日付け建設省中建審発第19号中央建設業審議会建議)等の趣旨を踏まえ、その適正な活用を図るとともに、地域維持型建設共同企業体については、地域の維持管理に不可欠な事業につき、継続的な協業関係を確保することによりその実施体制の安定的な確保を図る場合に活用すること。

ニ. 発注に当たっては、入札談合への関与行為は決してあってはならないことであり、それを根絶するため、高知談合調査報告書に示された改善措置の実施に万全を期すこと。

また、改めて公正を旨とすることを肝に銘じ、発注者としての責任を十分自覚して、入札参加者との間の規律保持を徹底するとともに、その厳正な実施に努めること。

入札参加者に対しても、入札の公正・公平を害するおそれのある行為を行わないよう厳重に注意すること。

不正行為に対しては厳正に対処すること。

ホ. ダumping受注は工事品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の悪影響が懸念されることから、その排除の徹底を図ること。

このため、「いわゆるダumping受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」(平成18年4月14日付け国官総第33号、国官会第64号、国地契第1号、国官技第8号、国営計第6号、国総入企第2号)、「緊急公共工事品質確保対策について」(平成18年12月8日付け国官総第610号、国官会第1334号、国地契第71号、国官技第242号、国営計第121号、国総入企第46号)、「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」(平成20年3月28日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ)等に基づく措置を適切に実施すること。

ヘ. 公共調達に係る電子入札及び電子契約について、その適切な実施に努めること。

ト. 災害復旧工事等においては、令和元年改正の品確法第7条第1項第3号の規定、「発注関係事務の運用に関する指針」及び「災害復旧における適切な入札方式の適用ガイドラインについて」(令和7年4月1日、国会公契第52号、国官技第587号、国官総第336号、国営管第645号、国営計第177号、国港総第801号、国港技第132号、国空予管第1868号、国空空技第592号、国空交企第488号、国北予第39号)に基づき、緊急度等を勘案し、入札契約方式を適切に選択すること等により、早期の復旧に努めること。

(4) 監督・検査の適切な実施

品確法等を踏まえ、公共工事の品質が確保されるよう、中間技術検査や第三者による品質証明等を行うことにより、よりの確な監督・検査や工事成績評定の実施に努めること。

(5) 建設産業の健全な発展

イ. 建設業の経営改善を図るため、中間前金払制度の活用等による工事代金の早期支払、下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強化融資制度に関する債権譲渡承認事務の迅速化、工事検査の迅速化、建設業者の合併等に対する支援措置の充実に努めること。

ロ. 労働時間の短縮、労働・公衆災害の防止、賃金の適正な支払、退職金制度及び雇用保険、健康保険、厚生年金保険への加入等労働条件の改善に努めることについて、請負業者を指導すること。

また、建設業法第20条において、建設業者に対して、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金（以下「材料費等」という。）を記載した材料費等記載見積書作成の努力義務と材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであつてはならないと規定されるとともに、注文者に対して、材料費等記載見積書の内容の考慮が努力義務として規定されたところであり、材料費等について適切に見積りを行うよう指導すること。

ハ. 建設業界団体への要請の趣旨が徹底されるよう、関係者に対し周知等を行うこと。

ニ. 政府調達協定の適用を受ける工事における一般競争入札方式の経営事項評価点数（客観点数、総合数値）に係る条件については、必要以上に高い点数としないこと。

特に、比較的規模が小さく技術的難度の低い工事については、点数の引下げを積極的に行い、一般競争参加資格の緩和を図ること。

ホ. 不良・不適格業者及びいわゆる「上請け」、「丸投げ」等の的確な排除を徹底するため、入札・契約手続及び工事の施工に係る各段階において、各発注者間での連携を図りながら、発注者支援データベース・システムの活用、施工体制台帳の活用と現場の立入点検等により、適切に現場施工体制の確認を実施すること。

また、適切な雇用関係にある監理技術者等の配置を確認するとともに、技術者の現場専任制や一括下請負の禁止に違反していると疑うに足る事実がある場合には、許可担当部局へ通知し、建設業者に対して厳正な対応を行うこと。

3. 中小建設業者等の受注機会の確保等

(1) 事業の効率的な実施等に配慮しつつ、中小建設業者（建設業者であつて、「中小企業基本法」（昭和38年法律第154号）第2条第1号に該当するものをいう。）及び中堅建設業者（資本の額又は出資の総額が20億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が1500人以下の会社及び個人であつて、中小建設業者に該当しないものをいう。）の受注機会が確保されるよう、上位等級工事へ

の参入の拡大、コスト削減の要請や市場における競争が確保される範囲内での可能な限りの分離・分割発注の推進、経常建設共同企業体の適正な活用を図ること。

なお、事業の実施に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号）に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」及び「中小企業者に関する契約の方針」に示される措置の実施及び契約目標の達成に努めること。

- (2) 下請業者に対する請負代金の金額の設定及びその支払が適正に行われるよう、「建設業法」、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号）等の関係規定の遵守を請負業者に徹底するとともに、請負業者に施工体制台帳を提出させること。

なお、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和7年12月16日付け(令和7年12月16日付け国不建推第58号、国不建振第178号及び国官参建第91号)）においては、下請代金の設定について、積算に用いる原材料費等について、月毎など適時に改定を行うことなどにより市場の実勢を適切に反映した価格設定となるよう配慮するとともに、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分に配慮すること。

また、当初の契約どおり工事が進行しないことにより、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じたこととなった場合には、双方の協議により適切に対応するよう請負業者を指導すること。

特に、前金払を行った場合には、下請業者に対して必要な費用が現金で前金払されるよう、請負業者を指導すること。

また、資材納入業者、運送事業者、警備業者との取引関係についても、一層の適正化に努めるよう請負業者を指導すること。

4. 安全対策・環境施策の推進

工事等の発注に当たっては、安全確保に万全を期すために、関係法令の遵守、適切な設計・積算や工期・履行期間の設定、施工条件・設計条件の明示等に努めるとともに、工事全体での環境負荷を低減させ、また、建設副産物の適正な処理を行うため、次の事項に留意すること。

- (1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）等の趣旨を踏まえ、工事の発注に当たっては、環境負荷の低減に資する資材等の使用を積極的に推進すること。

(2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)等の趣旨を踏まえ、建設副産物の発生抑制、再利用の促進、適正処理の徹底等を図ること。

(3) 建設副産物の処理については、処理方法、処理・受入場所、運搬距離等、適切な条件明示を行うこと。

また、建設副産物の有効利用を推進するため、「リサイクル原則化ルール」(平成18年6月12日付け国官技第47号、国官総第130号、国営計第37号、国総事第20号)に基づいた、建設副産物の工事現場からの搬出や再生資源の利用を図ること。

建設工事から発生する建設発生土については、事業の計画・設計段階から必要な対策を検討し、可能な限り発生抑制に努めるとともに、有効利用を図ること。また、建設発生土の搬出先を明確化・有効利用を図るため、工事の発注段階で搬出先を指定する指定利用等の取組を徹底し、運搬・処理費を適切に計上することにより、その実効性を確保すること。

さらに、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設発生土の再生資源については、建設資材として利用することに配慮した適切な計画・設計・積算を行うこと。

併せて、建設汚泥及び建設汚泥再生品については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(平成18年6月12日付け国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号)を踏まえ、再生利用に向けた都道府県等の個別指定制度及び環境省の再生利用認定制度の積極的な活用、新技術の導入等に努め、再生利用の促進を図ること。

(補助)

国会公第234号-2
令和8年4月14日

各都道府県知事 殿
各政令指定都市の長 殿

国土交通事務次官

令和8年度国土交通省所管事業の執行について

標記について、令和8年度国土交通省所管事業の適正かつ円滑な執行を図るため、別添のとおり地方支分部局、関係独立行政法人等に通達したところですので、参考までに送付します。

(都道府県)

なお、貴管内関係市町村（政令指定都市を除く。）等に対しても、周知方お願いします。